

交通事故に係る被害者支援の一層の推進について（概要）

令和5年7月3日 徳交指第117号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長宛

交通事故被害者等に対する適切な被害者連絡の徹底を図るため、体制を整備するとともに、被害者連絡に係る指導教養の強化を図ることとしたものである。

その主な内容は、

- 被害者連絡の確実な実施に係る体制の整備
- 重大特異事案発生時の措置
- 交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡に係る教養の推進

である。